相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県名張市瀬古口三八七番地、最後の住所三重県名張市桔梗が丘四番町四街区五四番地　被相続人　亡　富永　英輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十日

三重県名張市栄町二八七五番地　名張法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大塚　耕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市宮原九丁目三五番地、最後の住所広島市佐伯区杉並台二四番地一四　被相続人　亡　保岡　繁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十日

事務所広島市中区東白島町一三番九号パークハイム東白島一階

相続財産管理人　司法書士　永田　康光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市西区東観音町二三番、最後の住所広島市佐伯区東利松一丁目二番一八―一〇八号サンピア五日市　被相続人　亡　立岩　直樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十日

事務所広島市中区東白島町一三番九号パークハイム東白島一階

相続財産管理人　永田　康光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県長岡郡大豊町高須二二四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　酒井　毅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十日

事務所高知県長岡郡本山町本山五三六番地一一　相続財産管理人　大谷　浩之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県北宇和郡津島町大字槙川参番耕地八番地、最後の住所宮崎県都城市大字五十町三二〇八番地の二　被相続人　亡　大塚　刃松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十日

宮崎県都城市久保原町一〇街区一一の二号　相続財産管理人　司法書士　鍋倉　豪志

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年五月二十日

一　墳墓等所在地　新潟県長岡市宮内六丁目三四〇番地

一　墳墓等の名称　万休寺境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　新潟県長岡市宮内六丁目三四〇番地　宗教法人万休寺　代表役員　田中　正博

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年五月二十日

一、墳墓等所在地　兵庫県高砂市米田町米田四六〇番地

一、墳墓等の名称　西光寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　兵庫県高砂市米田町米田四六〇番地　代表者　宗教法人西光寺住職　檀上　洪司　役員一同

公示送達

西富久地区第一種市街地再開発事業に係る左記の者に対する都市再開発法第八十六条第一項の規定による権利変換（変更）の処分に関する通知は、送付を受けるべき者の通知を送付すべき場所を確知することができないので、都市再開発法第百三十五条の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容をつぎのとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者

住所　東京都府中市住吉町二丁目三〇番地　氏名　松本　功

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一　七三　三三・〇六㎡（持分一／一〇八）

住所　東京都新宿区市谷富久町一一八番地　氏名　野田　昌子

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一　七三　三三・〇六㎡（持分一／六四八）

住所　東京都新宿区市谷富久町一一八番地　氏名　土肥仙太郎

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一　七三　三三・〇六㎡（持分一／二七）

住所　千葉県船橋市海神二丁目五番二〇号石田アパート二〇二号　氏名　林　清次

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一　七三　三三・〇六㎡（持分一／二一六）

住所　東京都新宿区市谷富久町一一八番地　氏名　猪又　慶昌

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一　七三　三三・〇六㎡（持分一／二七）

住所　東京都新宿区市谷富久町一一八番地　氏名　原　初平

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一　七三　三三・〇六㎡（持分一／二七）

住所　東京都新宿区市谷富久町一一八番地　氏名　高木　和子

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一　七三　三三・〇六㎡（持分一／二七）

住所　長野県上伊那郡南箕輪村六〇九三番地コーポラスタバタ2F　B―一号　氏名　三澤　久夫

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一　七三　三三・〇六㎡（持分一／三四〇二）

住所　東京都新宿区市谷富久町一一八番地　氏名　斉藤松太郎

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一　七三　三三・〇六㎡（持分一／二七）

住所　東京都新宿区市谷富久町一一八番地　氏名　新井　美代

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一　七三　三三・〇六㎡（持分一／二七）

住所　東京都新宿区市谷富久町一一八番地　氏名　北村　邦一

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一　七三　三三・〇六㎡（持分一／二七）

住所　東京都新宿区市谷富久町一一八番地　氏名　甲斐亀太郎

従前の土地　東京都新宿区富久町一一八番一　七三　三三・〇六㎡（持分一／二七）

二、通知の内容

都市再開発法第八十六条第一項の規定により、西富久地区第一種市街地再開発事業の権利変換（変更）の処分について左記のように定めましたので通知します。

一　第一種市街地再開発事業の名称

西富久地区第一種市街地再開発事業

二　施行者の氏名又は名称

西富久地区市街地再開発組合

三　事務所の所在地

東京都新宿区新宿五丁目一番一号一〇一

四　権利変換計画（変更）に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称

東京都新宿区富久町

五八―四、五、六、八、九、一七、一八、一九、二〇、二二

五九―一四〇、一四一、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八三、二八四の一部、二八五、二九八、二九九、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五二、三五三